

思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号52号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号53号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号53号を朗読)

(説明)当案件は、位置図にありますとおり田端の農業振興地域内の1筆です。譲受人は譲渡人の子で、家族農業経営を強化するための贈与ということです。現在4,391㎡の田畑を譲受人、譲受人の子、譲渡人の3名で耕作しており、露地野菜、水稻を作付しています。また、田植機、稲刈機、糶摺り機、軽トラックを所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は、約0.5kmで軽トラックで2分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。5番からお願いします。

5番：先日現地調査をして耕作していることを確認しています。また、農機具等も所有していますので問題ないと思います。

会 長：続いて、南部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。譲受人は営農しており遊休農地化の恐れはないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号53号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて日程第2非農地証明願について議案番号54号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号54号を朗読)

(説明)当案件は、位置図にありますとおり倉見農業振興地域内にある農地1筆です。申請地は昭和60年頃から申請者の父が庭敷地として利用しており、相続した際に違反であることが分かり申請に至りました。なお、農地法に基づく立地基準は、市街化区域から住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地となります。かなり以前から庭敷地として存在しており、農地とし

ての実体がなく農地に復元するのは困難とされます。また、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。

会 長：続いて地区担当の私から、現地調査の結果並びに補足説明をいたします。先日現地調査をしたところ、長い間砂利敷きになっていて農地への復元は難しい状況でした。また、他の農地に影響はありませんので問題ないと思います。

会 長：以上でございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号54号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号54号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号55号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号55号を朗読)

(説明)当該地は宮山地区北側の農用地で、倉見との境付近に位置しており現況については畑です。当該地につきましては、それぞれ平成25年から利用権設定され、3回目の更新です。期間については3年間でございます。借り手は過去にも当該地で実績があり、軽トラックなど保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：先日現地調査に行ってきました。苗の生産をしております、問題なく営農していました。

会 長：続いて、北部地区農地利用最適化推進委員をお願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。本人とも会っていろいろ話もしてきて、農地を効率的に利用し、一生懸命営農していることを確認してきました。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号55号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号55号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号74号の1件、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号75号から80号の6件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり1件。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出については、議案書のとおり6件、それぞれ届出がありました。

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

	<p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和元年第8回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和元年第8回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 相田 孝

議事録署名人 福岡 喜輝

本議事録は、令和元年9月25日、承認・署名を得て確定しました。